

一般社団法人 日本音声AI学習データ認証サービス機構
ユーザー会員規約

第1条（本規約の目的）

一般社団法人日本音声AI学習データ認証サービス機構（通称AILAS）ユーザー会員規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人日本音声AI学習データ認証サービス機構（以下「当法人」という。）が提供するサービスを利用するユーザー会員（以下「ユーザー会員」という。）について、ユーザー会員の区分、会費、入退会に関連する手続、権利義務等に関する基本的事項を定める。

第2条（ユーザー会員の区分等）

1. ユーザー会員は、プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員、パーソナル会員、会員団体所属パーソナル会員及び一般会員とする。なお、会員団体所属パーソナル会員とは、ユーザー会員が団体である場合であって、その役職員等のうち、本規約に基づくユーザー会員としての入会申込みを行って承認された者をいう。
2. プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員、パーソナル会員、会員団体所属パーソナル会員は次の権利を有する。
 - (1) 当法人が発行する登録認証ラベルの新規発行申請及び受領
 - (2) 当法人がユーザー会員種別ごとに開示するユーザー会員情報、登録認証ラベルの情報の検索及び閲覧
 - (3) その他当法人が認める各種権利
3. プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員の中から選出され、当法人が承認したユーザー会員は次の権利を有する。
 - (1) 当法人が発行する登録認証ラベルの発行ルールの策定議論への参加
4. 一般会員は次の権利を有する。
 - (1) 当法人がユーザー会員種別ごとに開示するユーザー会員情報、登録認証ラベルの情報の検索及び閲覧
 - (2) その他当法人が認める各種権利
5. 会員団体所属パーソナル会員がユーザー会員である団体を離れた場合は、パーソナル会員となる。この場合において、当該パーソナル会員が支払う会費については、当該会員団体を離れた日をもって、パーソナル会員としての入会承認日（次条第2項に規定する。）とみなす。
6. ユーザー会員がユーザー会員区分変更申し込みを行い、承認された場合、会員区分を変更することができるものとし、当該変更承認日を、変更後の会員区分に係る入会承認日（次条第2項に規定する。）とみなす。

第3条（入会手続）

1. 当法人のユーザー会員になろうとする者は、別に定める書式による入会申込書を当法人の事務局長宛に提出しなければならない。

2. ユーザー会員の申込みがあったときは、当法人において審査を行い、入会の承認・不承認を決定し、結果を速やかに入会申込者に対し通知する。入会申込者は、当法人が入会を承認した日をもって、ユーザー会員資格を取得する。

第4条（入会不承認）

以下の各号のいずれかに該当する場合には、当法人は、入会の申込みを承認しないことがある。

- (1) 入会申込者が当法人の設立趣旨や事業目的に賛同せず、又は過去において賛同していなかったと認められる場合
- (2) 入会申込者が、過去に本規約に違反し、又は除名処分を受けたことがある場合
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に虚偽があり、又は記載内容が不完全な場合
- (4) 入会申込者又は入会申込者が所属する組織が反社会的勢力である場合、又は反社会勢力と取引関係があり、若しくは反社会的勢力を助長し、賛同し、支援するなど反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がある場合、及びこれらのおそれがあると当法人が判断する場合
- (5) その他当法人がユーザー会員として不適格と判断した場合

第5条（会員期間）

1. ユーザー会員資格の存続期間は、毎年6月1日から5月31日までを1か年度として、1か年度とする。但し、入会初年度は、ユーザーが入会（承認）された日から、当該日の属する年度の末日までとする。
2. 前項にかかわらず、ユーザー会員が退会した場合又は除名された場合を除き、毎年度の期間満了の3か月前までに更新しない旨の書面又は電磁的方法による申出がない限り、ユーザー会員資格の存続期間は自動的にさらに1か年度の更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条（費用）

1. ユーザー会員は、ID取得費（入会金）及び年間登録維持費（年会費）を負担し、その額は当法人において別途定める。
2. ユーザー会員は、入会金及び初年度の年会費を、第3条2項の承認日から2か月以内に、当法人が指定する金融機関口座宛てに一括して支払う（なお、振込手数料はユーザー会員の負担とする。）。ただし、当法人とユーザー会員において個別の取決めを行った場合には、当該取決めに従うものとする。
3. 第2条6項に基づきユーザー会員が行ったユーザー会員区分変更申込みを当法人が承認した場合、ユーザー会員は、次の区分に従って、変更後のユーザー会員区分に基づくID取得費（入会金）の差額の精算を行い、次年度から変更後の区分に基づく年間登録維持費（年会費）を支払う。
 - ① 上位会員への変更の場合
ユーザー会員は、変更前の区分と変更後の区分のID取得費（入会金）の差額を、第3条2項の承認日から2か月以内に、当法人が指定する金融機関口座宛てに一括して支払う（なお、振込手数料はユーザー会員の負担とする。）。ただし、

当法人とユーザー会員において個別の取決めを行った場合には、当該取決めに従うものとする。

② 下位会員への変更の場合

当法人は、変更前の区分に基づき受領したID取得費（入会金）及び年間登録維持費（年会費）を返還する必要はないものとする。

4. 前項の期限までに入会金及び年会費全額の支払が確認できない場合には、当法人は、当該ユーザー会員に係る承認を取り消すことができる。承認が取り消された場合、当該ユーザー会員は、承認時に遡ってユーザー会員資格を喪失する。
5. 前項に定めるほか、ユーザー会員の年会費は、当法人の請求するところにより支払う。
6. 一旦納付された会費は、年度途中に退会した場合又は除名された場合であっても返還しないものとする。

第7条（届出等）

1. ユーザー会員の名称、氏名、住所、連絡先、その他の届出事項に変更がある場合及び会員団体所属パーソナル会員が所属団体を離れた場合には、速やかにその旨を当法人に届け出なければならない。
2. 前項の届出がされないことに起因するユーザー会員の不利益について当法人は責任を負わない。

第8条（退会）

1. ユーザー会員が当法人を退会しようとする場合には、別に定める書式による退会届を事務局に提出しなければならない。この場合において、当法人が適式な退会届を受領した日をもって、ユーザー会員は将来に向かってその資格を喪失する。
2. ユーザー会員が次のいずれかの一つに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) ユーザー会員について破産、民事再生、会社更生（外国におけるこれらに類似する手続を含む。）が開始され、又はユーザー会員がこれらの手続を申し立て、若しくは申し立てられたとき
 - (2) 団体であるユーザー会員が事業停止、解散、清算、特別清算を決議し、又はこれらの手続の開始を申し立てられたときその他当該ユーザー団体について今後の活動継続が困難と認められるとき
 - (3) 個人である会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
 - (4) 会費を滞納し、その額が当該ユーザー会員に都度適用される年会費額を12で除した額の2倍に達したとき

第9条（除名）

1. ユーザー会員が次のいずれかに該当する場合、当法人は、当該ユーザー会員を除名することができる。
 - (1) 本規約に違反し、当法人から一定期間内に改善するよう勧告を受けたにもかかわらず、当該期間内に違反が解消しないとき
 - (2) 当法人又は他のユーザー会員の名誉・声望を毀損し、又は毀損のおそれがある言動を行ったとき

- (3) 当法人の事業を妨害し、その他当法人の運営に支障となるおそれのある言動を行ったとき
 - (4) 当法人が運営するシステムに対して不正なアクセスを行い、又は第三者をして行わせたとき
 - (5) 当法人が開示するユーザー会員又は登録認証ラベルに関する情報その他の情報について当該情報の取得権限のない第三者への開示等の当法人が許容しない態様での利用及びその他不適切な利用を行ったとき
 - (6) 本規約が定めるユーザー会員システムの趣旨又は目的に反する言動を行ったとき
 - (7) その他当法人がユーザー会員として不適切と認めたとき
2. ユーザー会員が除名された場合、当法人が除名の決定を行った時点をもって、当該ユーザー会員は将来に向かってその資格を喪失する。

第10条（義務の存続）

本規約の定めによりユーザー会員がその資格を喪失した場合であっても、当該ユーザー会員に未履行の義務があるときには、当該ユーザー会員は当該義務を履行する責を負う。

第11条（情報の公開及び開示）

- 1. 当法人は、ユーザー会員の氏名又は名称について、WEBページ、SNS、その他媒体にて適宜の方法により公開することがある。
- 2. 当法人に登録されたユーザー会員の情報及び登録認証ラベルに関する情報（以下「会員等情報」という。）については、当法人の別途定めるところにより、ユーザー会員に対し、その全部又は一部を開示することがある。
- 3. ユーザー会員は、前項に基づき開示された会員等情報を、当法人の承諾又は当法人との合意なくユーザー会員（当該ユーザー会員と同等の情報受領権限を有する者に限る。）以外の第三者に開示、漏洩してはならない。
- 4. 当法人は、会員等情報を含むユーザー会員又は登録認証ラベルに関する情報について、当法人の事業目的に沿って、ユーザー会員以外の法人、団体、個人に対して開示することがある。
- 5. ユーザー会員がその資格を喪失した場合であっても、当法人は、会員等情報について消去せずに保持することがある。

第12条

- 1. 当法人は、必要に応じて本規約の内容を変更できるものとし、変更された本規約は、当法人のWebサイト上に掲載する方法により周知する。
- 2. 変更後の規約は、前項に定める掲載の時点で効力を発するものとし、当該時点以後、ユーザー会員は、変更後の本規約に拘束される。

第13条（免責）

1. ユーザー会員は、当法人から開示され、又はユーザー会員の活動に関連して取得した資料、情報等（会員等情報を含むがこれに限られない。）について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定し、当法人は、これらの資料、情報等の正確性、有用性、完全性その他一切の保証を行わない。
2. ユーザー会員による前項の資料、情報等の利用に起因して他のユーザー会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わない。
3. ユーザー会員による第1項の資料、情報等の利用により当法人又は当法人の顧客、関係者等が損害を被った場合には、当該ユーザー会員は、合理的な弁護士費用を含む一切の損害を賠償する責任を負う。
4. 本条の規定は、ユーザー会員がその資格を喪失した後も効力を有する。

第14条（完全合意及び分離条項）

1. 本規約は、当法人とユーザー会員との間の完全な合意を構成し、すべてのユーザー会員は本規約を遵守する。
2. 本規約のいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所により無効、違法又は執行不能と判断された場合、その条項は本規約から分離されるものとし、残りの条項の有効性、適法性及び執行可能性はこれによって影響を受けない。
3. 無効、違法又は執行不能と判断された条項は、法令で認められる最大限の範囲内で、当初意図された目的を達成するように修正されたものとする。

第15条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は日本法を準拠法とし、本規約の規定は日本法に基づいて解釈される。
2. 本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和6年8月30日から施行する。

変更履歴

令和6年12月17日